

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月13日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 枚方市田口4丁目59番8号 氏 名 安 積 建 設 株 式 会 社 代表取締役 安 積 輝 義 電話番号 072-848-0460	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	安 積 建 設 株 式 会 社
事業場の所在地	大阪府枚方市田口4丁目59番8号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合建設業
②事業の規模	完成工事売上高（令和5年6月決算） 29億3238万
③従業員数	58人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙【産業廃棄物の一連の処理の工程】のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙【管理体制図及び各部署の役割】のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	排 出 量	184 t	1567 t
	（これまでに実施した取組） 再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	排 出 量	500 t	2500 t
	（今後実施する予定の取組） 再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・Ｃｏガラ、Ａｓガラ、木くず、廃プラスチック類など、形状に応じて、可能な限り分別し、処理委託を行っている。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状の方法を継続する。		

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
88 t	3 t	13.7 t	0.1 t

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
100 t	5 t	10 t	0.5 t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
25.3 t	1.7 t	19.8 t	0.5 t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
20 t	1.5 t	15 t	0.5 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	実施せず		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	予定無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
実施せず			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
予定無し			

(第3面) - 6

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
0 t	0 t	0 t	0 t

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
0 t	0 t	0 t	0 t

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

その他がれき類	建設系混合廃棄物（管理型）	建設汚泥	木くず
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第3面)－7

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
0 t	t	t	t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
0 t	t	t	t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

—	—	—	—
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施せず		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 予定無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	全処理委託量	184 t	1567 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	184 t	1567 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・産廃処理業者を選定する基準の中に、コストや地理的条件に加えて、委託基準を遵守できる、していることを設けている。 ・また、現場ごとに処理状況の確認を行うようにする。		

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
0 t	0 t	0 t	0 t

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
0 t	0 t	0 t	0 t

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
88 t	3 t	13.7 t	0.1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
88 t	3 t	13.7 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
25.3 t	1.7 t	19.8 t	0.5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
25.3 t	1.7 t	19.8 t	0.5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊
	全 処 理 委 託 量	500 t	2500 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	500 t	2500 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、産廃処理業者を選定する基準の中に、コストや地理的条件に加えて、委託基準を遵守できる、していることを設ける。 ・また、現場ごとに処理状況の確認を行うようにする。		
※事務処理欄			

その他がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物（石綿含有）
100 t	5 t	10 t	0.5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
100 t	5 t	10 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

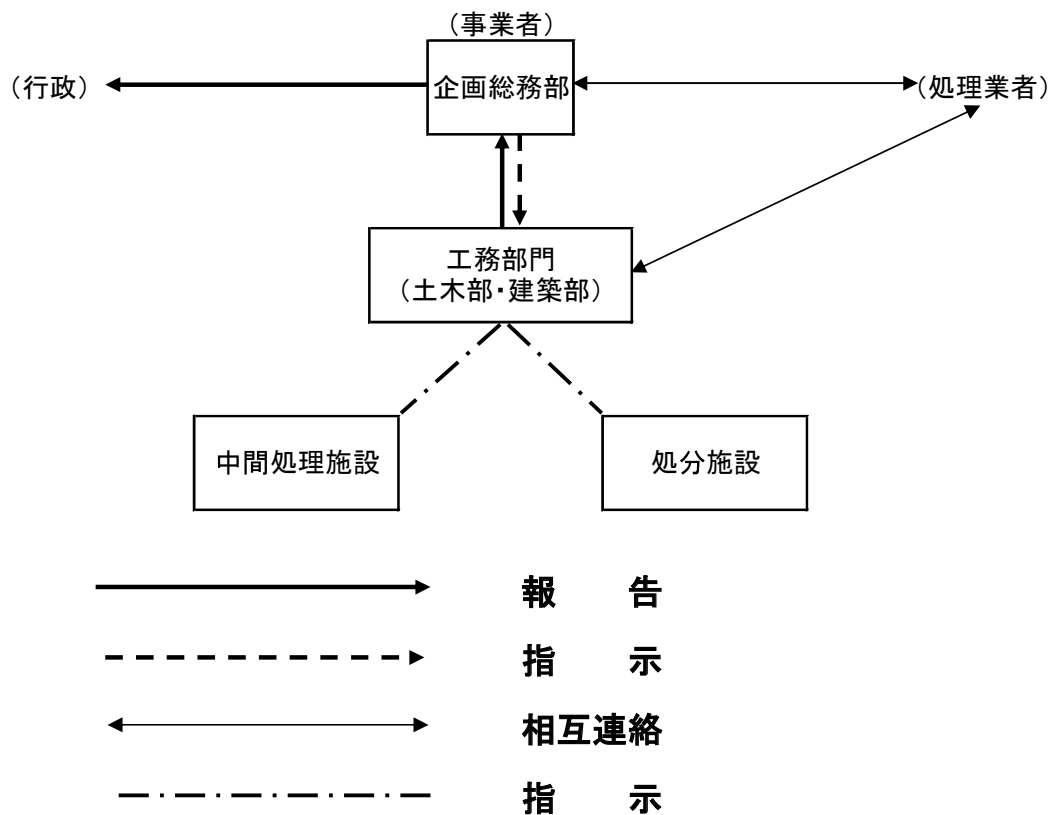
木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード
20 t	1.5 t	15 t	0.5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
20 t	1.5 t	15 t	0.5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

添付資料 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



部 署	役 割
A 企画総務部	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 行政に対する報告等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 工務部門 (土木部・建築部)	- 処理業者委託の委託契約の取り交わし、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理(現場単位) - 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 各現場の施設の維持管理点検等 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 - 最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 - 上記内容をAに報告

添付資料 産業廃棄物の一連の処理の工程
〔産業廃棄物発生工程フロー〕

